

# 建築物等の解体工事や改修工事における石綿対策の規制強化

## ◆ 有資格者による事前調査の実施と記録の保存（3年）

→ 厚生労働大臣が定める者 ※令和5年10月～

## ◆ 工事開始前の労働基準監督署への届出

→ 工事計画届 工事開始の14日前までに

→ 一定規模以上の解体・改修工事に係る事前調査結果については、電子システムによる報告が義務化 ※令和4年4月～

## ◆ 吹付石綿・石綿含有保温材等の取り残しの確認

→ 排気口からの漏えいの有無の点検

→ 有資格者による取り残しの確認 ※令和3年4月～

## ◆ 石綿含有成形版・仕上塗材等の除去工事における養生

→ 成形版除去作業場所の隔離 ※令和2年10月～

→ 仕上塗材除去作業場所の隔離 ※3年4月～

## ◆ 写真等による作業実施状況の記録と保存

→ 現場の作業状況の記録保存は3年

→ 事前調査結果及び作業実施状況について、労働者ごとの40年保存義務の対象に追加 ※3年4月～

石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！  
2022年4月1日着工の工事から適用

解体・改修・各種設備工事の受注者の皆さまへ

### 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、積立金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。  
※2022年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも発注者による調査を行うことが望ましいです。

詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ、厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

### 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大气污染防治法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.khlwata-houkoku.mhlw.go.jp>




※システムは2022年3月に公開予定です。公表までは、報告調査結果の報告制度のページに情報をお知らせします。  
※システムの利用にはiD（ビジネスID）が必要で、iDの発行手数料は1,000円です。  
<https://id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム 検索

労働基準監督署  
自治体

パソコン・スマホから24時間報告できます

# 石綿障害予防規則等の改正のポイント

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>
<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の负压点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>
<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>隔離</p> <p>※負圧は不要</p>

※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事  
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

# 石綿障害予防規則等の改正スケジュール

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月		4月		4月	10月
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）						令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発			令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

改正石綿則・安衛則の公布

アスベスト(石綿)情報サイトへのリンク

石綿総合情報ポータルサイトへのリンク